解体業許可申請等に必要な書類等一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 必　　　　要　　　　　書　　　　　類 | 備　　　　考 |
| **許可申請書（様式第5）**1. 申請者の住所･氏名・電話番号
2. 事業所の名称･所在地
3. 事業の用に供する施設の概要
4. 他に解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を得ている場合には、当該許可番号（申請中であれば申請年月日）
5. 解体業を行おうとする事業所以外の場所で積み替え・保管を行う場合の当該場所の所在地、面積、保管量の上限
6. 役員の氏名･住所
7. 使用人（本支店の代表者等、政令第５条に規定する者。以下同じ。）の氏名･住所
8. 申請者が未成年の場合には、法定代理人の氏名･住所

法定代理人が法人の場合は、法人の名称・住所及び役員の氏名・住所1. 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の氏名又は名称･住所
2. 標準作業書の記載事項
 | 標準作業書を添付 |
| 添付書類 | １．解体業を行おうとする事業所の構造を明らかにする図面　解体作業場、燃料抜取場所、使用済・解体自動車の保管場所、部品・廃棄物の保管場所、油水分離槽などについて示すこと。(1) 平面図、立面図、断面図、構造図(2) 設計計算書(3) 付近の見取図 | 様式：２ |
| ２．施設の所有権（又は使用権原）の証明書　(1) 施設設置場所・保管場所に係る土地・建物の登記事項証明書等の写し　(2) 施設設置場所・保管場所に係る土地、建物及び施設の賃貸借契約書の写し等 | 所有権を有していない場合 |
| ３．事業計画書、収支見積書　(1) 使用済自動車の大量保管がない場合　(2) 使用済自動車の大量保管がある場合 | 様式：３様式：３＋様式:４ |
| ４．申請者の住民票の写し（本籍（外国人の場合は、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４５に規定する国籍等）が記載されているもの。以下同じ。）と成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律第１０条第１項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。） | 申請者が個人の場合 |
| ５．定款又は寄付行為と登記事項証明書（履歴事項全部証明書） | 申請者が法人の場合 |
| ６．役員、発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の住民票の写しと成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合は、その法人の登記事項証明書） |
| ７．使用人の住民票の写しと成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 | 使用人がいる場合 |
| ８．法定代理人が個人の場合には、その指定代理人の住民票の写しと成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書　　法定代理人が法人の場合には、定款又は寄付行為と登記事項証明書並びに役員の住民票の写しと成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 | 申請者が未成年の場合 |
| ９．欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書 | 様式：５ |
| １０．申請手数料の領収書の写し　　　・申請手数料は、納入通知書での納付となります。　　　・納入通知書に記載の金融機関にてお支払いください。　　　・解体業新規：７８，０００円、解体業更新：７０，０００円 |  |

注）１ 平成１２年１０月１日以降に解体業･破砕業又は産業廃棄物処理業の許可（別の許可証を提出して受けた許可を除く。）を受けており当該許可の日から起算して５年を経過していない許可証(写)を添付することにより添付書類の一部（４、６、７）を省略できます。ただし、許可更新を除く。

　　２　許可更新時は、施設関係の添付書類（１、２）を省略できます。

〔様式：２〕

事業場及び保管場所の付近の見取図

|  |
| --- |
|  |

事業計画書及び収支見積書(様式:３)

年　　月　　日　現在作成

１―１　事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む）

|  |
| --- |
| （フロー概略図を添付） |
| 業務時間 | ：　～　： | 従業員数 | 人 | 休業日 |  |

１－２　使用済自動車等の引取実績及び計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　　度 | 　　年度実績 （３年前） | 　　年度実績 （２年前） | 　　年度実績 （１年前） | 許可取得後の年間計画 |
| 引取台数 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 主な引取先 |  |  |  |  |

１－３　解体実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　　度 | 　　年度実績（３年前） | 　　年度実績（２年前） | 　　年度実績（１年前） |
| 年間処理実績 | 台 | 台 | 台 |
| 年間稼動日数 | 日 | 日 | 日 |
| 平均処理実績 | 台／日 | 台／日 | 台／日 |

１－４　解体能力

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １日当処理能力 | 稼動予定日数 | 年間処理能力 |
| 台／日 | 日 | 台 |

１－５　保管の状況

|  |  |
| --- | --- |
| 使　用　済　自　動　車 | 解　　体　　自　　動　　車 |
| 保管量の上限 | 台　（　　　　　　台） | 保管量の上限 | 台　（　　　　　　台） |
| 現在保管量 | 台　（　　　　　　台） | 現在保管量 | 台　（　　　　　　台） |

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（　）に記入すること

１－６　年間収支見積書

年　　月　　日　現在作成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 前年度（　　年）（決算月（　　月）） | 今年度の見込み（決算月（　　月）） |
| 年度 | （１台当） | 年度 | （１台当） |
| （千円） | （円） | （千円） | （円） |
| 売上高(全体) | ｱ（総売上収入） |  |  |  |  |
| 売上原価 | ｲ（使用済自動車等購入費) |  |  |  |  |
| その他の経費 | ｳ |  |  |  |  |
|  | うち廃棄物処理委託費 | ｴ |  |  |  |  |
| 営業利益 | ｵ=ｱ-ｲ-ｳ |  |  |  |  |
| 営業外損益 | ｶ（主に支払利息（注）） |  |  |  |  |
| 経常利益 | ｷ=ｵ+ｶ |  |  |  |  |
| 使用済自動車等年間引取台数 |  |  |  |  |
| 使用済自動車等年間処理台数 |  |  |  |  |

(参考)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 前年度末 | 現　　在 |
| 負債総額（年度末残高）　　　　　　 （千円） |  |  |

（注）１　「１台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

２　支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

事業計画書及び収支見積書(様式:４)

年　　月　　日　現在作成

２－１　不適正に大量に保管している使用済自動車等の処理計画

|  |  |
| --- | --- |
| 保管量上限を超過している廃棄物の種類（すべて記載）（注） |  |
| 保管量上限を超過している廃棄物の搬出の方法 |  |
| 搬出先の所在地及び名称 |  |
| 搬出先での処理の方法 |  |
| 年間搬出予定量（種類別） |  |
| 過去１年間の年間搬出実績（種類別） |  |
| 改善完了予定年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 改善にかかる予定費用 | 搬出費用　　　　　　　　　　円処分費用　　　　　　　　　　円販売費用　　　　　　　　　　円　　計　　　　　　　　　円 |
| 改善にかかる資金の調達先 |  |

（注） 使用済自動車、解体自動車以外の廃棄物がある場合には、その保管量も記入すること。

２－２　詳細収支見積書（許可取得後１年間）

Ⅰ　総括表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 単位 |  |
| 自動車解体業による利益（Ⅱ表ア） | 千円 |  |
| 保管解体済自動車に係る処分費用（Ⅱ表イ） | 千円 |  |
| 差引 | 千円 |  |
| 差引がマイナスの場合の対応 |  |  |
| （上記が借入金の場合の借入先） |  |  |

Ⅱ　収益の計算表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 単位 |  |
| 有用部品売却益（１台当平均）A | 円 |  |
| 使用済自動車等引取料金収入（１台当平均）B | 円 |  |
| 解体自動車等処分費（１台当平均）C |  |  |
| 解体作業工賃及び管理費（１台当平均）C' | 円 |  |
| 新規引取使用済自動車年間処理台数 D | 台 |  |
| 新規引取使用済自動車等利益 E=(A+B-C-C')×D | 千円 |  |
| 保管使用済自動車年間処理台数 F | 台 |  |
| 保管使用済自動車等利益 G=(A-C-C')×F | 千円 |  |
| 自動車解体業による利益 ア H=E+G | 千円 |  |
| 保管解体済自動車年間処理台数 I | 台 |  |
| 保管解体済自動車に係る処分費用 イ J=C×I | 千円 |  |

Ⅲ　単価（１台当平均）の算出方法

|  |  |
| --- | --- |
| 有用部品売却利益→ⅡのAへ |  |
| 使用済自動車等引取料金→ⅡのBへ　(注１) |  |
| 解体自動車等処分費→ⅡのCへ （注２） |  |
| 解体作業工賃及び管理費→ⅡのC'へ |  |

注１　有償による引取を想定しているが、処分料を徴収して引き取っている場合は、マイナスで

　　　　　計上する。

　　　２　処分費を支払って引き渡している場合を想定。なお、売却している場合は、マイナスで

計上する。

　　　３　過去直近３年間の決算書（個人の場合は所得税納税申告書及び納税証明書）を添付する。

２－２　詳細収支見積書（つづき）

詳細収支見積書附表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 直近期の実績(千円) | 単価(円) | 主な取引先、引渡先又は売却先 | 備　　　　考 |
| 収入 | 有用物売却収入 |  |  |  | ※主な内訳、下記のとおり |
|  | 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |
| エアバック類回収料金 |  |  |  | 前年引渡件数（　　　）件 |
| 解体自動車売却収入（注４） |  |  |  | 前年輸送台数（　　　）台 |
| 使用済自動車処分手数料(注３) |  |  |  | 前年受託実績（　　　）台 |
| 支出 | 使用済自動車引取費用(注３) |  |  |  | 前年引取台数（　　　）台 |
| 廃棄物処分委託手数料(計) |  |  |  |  |
|  | 鉛蓄電池 |  |  |  |  |
| タイヤ |  |  |  |  |
| 廃油 |  |  |  |  |
| 廃液 |  |  |  |  |
| 蛍光管 |  |  |  |  |
| 解体自動車(廃車がら)(注４) |  |  |  |  |
| (種類) |  |  |  |  |
| (種類) |  |  |  |  |
| (種類) |  |  |  |  |
| その他の廃棄物 |  |  |  |  |

　　注１　決算書等の内容と実際の収入･支出の項目の対比について記入すること。

　　　２　直近年について作成すること。

　　　３　使用済自動車を引取業者等から処分委託手数料等を徴収して引き取っている場合は収入欄に、

使用済自動車を買い取っている場合は支出欄に記載すること。

　　　４　解体自動車を破砕業者に売却しているときは収入欄に、破砕業者に処分料を支払って引き取

られている場合は支出欄に記載すること。

２－３　資産に関する調書

年　　月　　日　現在

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資産の種別 | 内　　　容 | 数　　　量 | 価格、金額（千円） |
| 現金預金 |  |  |  |
| 有価証券 |  |  |  |
| 未収入金 |  |  |  |
| 売掛金 |  |  |  |
| 受取手形 |  |  |  |
| 土地 |  |  |  |
| 建物 |  |  |  |
| 備品 |  |  |  |
| 車両 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 資　　　産　　　計 |  |
| 負債の種別 | 内　　　容 | 数　　　量 | 価格、金額（千円） |
| 長期借入金 |  |  |  |
| 短期借入金 |  |  |  |
| 未払金 |  |  |  |
| 預り金 |  |  |  |
| 前受金 |  |  |  |
| 買掛金 |  |  |  |
| 支払手形 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 負　　　債　　　計 |  |

　　（注）前年度の決算書（貸借対照表を含む）を添付する場合は、作成不要。

〔様式：５〕

誓　　約　　書

（解体業・破砕業用）

許可申請（変更届出）にあたり、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

また、申請書(届出書)に記載した者以外に解体業にあっては使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第６１条第１項第３号、破砕業にあっては法６８条第１項第４号に規定する役員及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（以下「政令」という。）第５条に規定する使用人はおりません。

なお、許可を得るまでに、新たにこれらに該当する者がある場合はただちに届け出ます。また、許可後に欠格要件が判明し、又は欠格要件に該当するに至った場合には、許可を取り消されても異議申しません。

 　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　福井市長　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

記

イ　精神の機能の障害により解体業又は破砕業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産者で復権を得ないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ　法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規則に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく処分もしくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条もしくは第２４７条の罪もしくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ニ　法第６６条（法第７２条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第７条の４もしくは第１４条の３の２（廃棄物処理法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

ホ　業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

へ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ト　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからヘまでのいずれかに該当するもの

チ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちイからヘまでのいずれかに該当する者があるもの

リ　法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ　個人で政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの